

「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)等の一部改正について

改正主旨

農薬取締法の改正に伴い農薬使用基準が設定され、登録作物以外の作物への使用が禁止されたところであるが、マイナー作物については、登録農薬が少ないことから農薬の使用について問題が生じている。このため、作物群制度の導入により農薬ごとの適用作物の拡大、マイナー作物の登録に当たって必要な試験成績を規定することにより、マイナー作物に係る農薬登録の促進を図ることとする。

また、魚類急性毒性試験の試験供試魚種として「コイ」が用いられているが、コイヘルペスの蔓延により本試験魚種の入手が困難になっていることから、「ヒメダカ」を追加する。

改正概要

1. 作物群制度の導入

・作物群ごとの試験データで登録可能

薬効・薬害試験、限界薬量試験

作物群；麦類、雑穀類、かんきつ、小粒核果類、ベリー類、うり類（漬物用）、とうがらし類、なばな類、非結球あぶらな科類、非結球レタス、豆類（未成熟）、豆類（種実）、きのこ類、いも類、花き類・観葉植物、樹木類

作物残留試験

作物群；麦類、かんきつ、小粒核果類、ベリー類、うり類（漬物用）、とうがらし類、なばな類、非結球あぶらな科葉菜類、非結球レタス、豆類（未成熟）、豆類（種実）、きのこ類

・作物群により登録必要試験例数を削減

例；薬効・薬害試験 個別作物ごとに6例を

麦類 - > 「麦類」の作物で6例

かんきつ - > 「かんきつ」の作物で6例

限界薬量試験 個別作物ごとに2例を

かんきつ - > 「みかん」と「かんきつ」の作物で4例

とうがらし類 - > 「ピーマン」又は「とうがらし類」の作物で2例

作物残留試験 個別作物ごとに2例を

かんきつ - > 「みかん」2例及び「かんきつ」の作物で4例

とうがらし類 - > 「ししとう」及び「とうがらし類」の作物で4例

等

2. マイナー作物対応

- ・作物残留試験の分析機関数を削減　マイナー作物は2分析機関を1機関
　　試料採取量を削減　1kg以上を分析精度を確保出来る範囲で可
- ・植物代謝試験の免除（他作物で本試験がある場合）

3. 魚類急性毒性試験の試験魚種に「ヒメダカ」を追加

4. 植物代謝試験に遺伝子組み換え作物の試験を追加

改正を要する通知

本通知を改正するとともに、詳細について規定している「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知）を改正する。

農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）一部改正新旧対照表

改正後						現行					
(別表1)						(別表1)					
試験成績	試験項目	試験を実施するに当たって必要とされる条件				試験成績	試験項目	試験を実施するに当たって必要とされる条件			
		被験物質の種類	試験例数 / 供試農作物・供試動物等の種類等	試験施設の基準	実施方法の番号			被験物質の種類	試験例数 / 供試農作物・供試動物等の種類等	試験施設の基準	実施方法の番号
(略) 適用農作物 に対する薬 害に関する 試験成績	(略) (2)限界薬 量（又は 濃度）薬 害試験	(略) 製剤	(略) 適用農作物ごと（ <u>適用農作物が作物群である場合にあっては、別途農産安全管理課長が定めるところによる</u> ）に2例	(略)	(略)	(略) 適用農作物 に対する薬 害に関する 試験成績	(略) (2)限界薬 量（又は 濃度）薬 害試験	(略) 製剤	(略) 適用農作物ごとに2例	(略)	(略)
水産動植物 への影響に 関する試験 成績	(1)魚類急 性毒性試験	原体及び製剤	被験物質ごとに1例（原体についてはコイ又はヒメダカを用いて実施）	(略)	(略)	水産動植物 への影響に 関する試験 成績	(1)魚類急 性毒性試験	原体及び製剤	被験物質ごとに1例（原体についてはコイを用いて実施）	(略)	(略)
農作物への	(1)作物残	(略)	適用農作物ごと（ <u>適用農</u>	(略)	(略)	農作物への	(1)作物残	(略)	適用農作物ごとに2例。	(略)	(略)

<p>残留性に関する試験成績</p>	<p>留性試験</p>	<p><u>作物が作物群である場合にあっては、別途農産安全管理課長が定めるところによる）に2例以上。</u></p>	<p>公的試験研究施設又はこれに準じた施設。 <u>試料調製ほ場については、以下の基準に基づき実施。</u> <u>適用農作物の主要な栽培地域である異なる都道府県で実施。</u> <u>生産量の少ない農作物又は栽培地域が一都道府県に限られる農作物を適用農作物とする場合は、単一都道府県内の複数の場所又は同一の場所における複数年の試験を実施。</u> <u>試料分析施設については、以下の基準に基づき実施。</u> <u>2連で分析を行い、少なくとも一方は、公的試験研究施設又はこれに準じた施設で実施。</u> <u>生産量の少ない農作物を適用農作物とする場合は、単一都道府県内の複数の場所又は同一の場所における複数年の試験を実施。</u></p>	<p>残留性に関する試験成績</p>	<p>留性試験</p>	<p><u>また、下記の基準に基づき実施。</u> <u>適用農作物の主要な栽培地域である異なる都道府県で実施。</u> <u>特定の地域でのみ生産される農作物であるため、上記の基準に適合させることが困難な場合には、単一都道府県内の複数の場所又は同一の場所における複数年の試験で実施。</u></p>	<p>公的試験研究施設又はこれに準じた施設。<u>ただし、分析は2連で行い、一方については、施設の条件は特に規定しない。</u></p>
--------------------	-------------	--	---	--------------------	-------------	--	--

(略)	(略)	(略)	物とする場合は、 <u>1連で分析を行う</u> <u>ことを妨げないが</u> <u>公的試験研究施設</u> <u>又はこれに準じた</u> <u>施設で実施。</u> (略)
-----	-----	-----	--

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

(別添表1)

試験項目	試験例数
薬効試験及び薬害試験 (薬効及び薬害併合試験)	申請に係る適用農作物(適用農作物が作物群である場合には当該作物群に含まれる作物。(ただし原則として、除草剤及び植物成長調整剤の場合を除く。以下この表において同じ。))、適用病害虫・雑草等及び使用方法等の組合せごとに、少なくとも2か年実施するものとし、各年における試験は、原則として異なる都道府県から選定した3か所以上の施設において実施するものとする。ただし、次に掲げる場合には、当該試験の例数を下記のとおり実施することができるものとする。 (1)~(5)(略)
植物体内運命に関する試験	申請に係る適用農作物が属する別添表2中の植物群ごとに、同表右欄に掲げる農作物の中から1種類以上の農作物を選定して行う。 ただし、申請に係る適用農作物の植物群が3種類以上の場合において、各植物群に係る農作物における代謝に大きな差がないと認められる場合には、当該試験の植物群は3種類とすることができる。 また、申請に係る農作物が1植物群に限られ当該試験の植物が申請に係る農作物と異なる場合にあっては、当該試験の供試植物は2種類以上とする。 なお、適用農作物の一つに稲が含まれる場合には、試験の対象農作物に必ず水稲を含めること。 <u>また、適用作物に遺伝子組換え農作物が含まれる</u>

(別添表1)

試験項目	試験例数
薬効試験、薬害試験 (薬効・薬害併合試験)	申請に係る適用農作物、適用病害虫・雑草等及び使用方法等の組合せごとに、少なくとも2か年実施するものとし、各年における試験は、原則として異なる都道府県から選定した3か所以上の施設において実施するものとする。ただし、次に掲げる場合には、当該試験の例数を下記のとおり実施することができるものとする。 (1)~(5)(略)
植物体内運命に関する試験	申請に係る適用農作物が属する別添表2中の植物群ごとに、同表右欄に掲げる農作物の中から1種類以上の農作物を選定して行う。 ただし、申請に係る適用農作物の植物群が3種類以上の場合において、各植物群に係る農作物における代謝に大きな差がないと認められる場合には、当該試験の植物群は3種類とすることができる。 また、申請に係る農作物が1植物群に限られ当該試験の植物が申請に係る農作物と異なる場合にあっては、当該試験の供試植物は2種類以上とする。 なお、適用農作物の一つに稲が含まれる場合には、試験の対象農作物に必ず水稲を含めること。

場合、上に定める方法により選定した農作物のほか、遺伝子組換え農作物も供試農作物とする。

(別添表2)

植物群	主な作物
(略) 茶樹	(略) 茶並びに果実(かんきつ、うり類を除く。)及びかんきつ類の植物群に該当する作物の葉

(別表2)

第4中「別表2に掲げる場合」とは、下表の左欄のそれぞれの試験成績ごとに同表の右欄に示す場合のことをいう。

試験成績	試験成績の提出を要しない場合
(略)	(略)
植物体内運命に関する試験成績	・ ・ (略) <u>既に他の食用作物に適用される既登録農薬であって、生産量が少ない農作物を適用農作物に追加する場合。</u>
(略)	(略)

(別添)「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」

作物残留性試験(3-1-1)

1~5 (略)

6. 試料の採取

(別添表2)

植物群	主な作物
(略) 茶	(略) 茶

(別表2)

第3中「別表2に掲げる場合」とは、下表の左欄のそれぞれの試験成績ごとに同表の右欄に示す場合のことをいう。

試験成績	試験成績の提出を要しない場合
(略)	(略)
植物体内運命に関する試験成績	・ ・ (略)
(略)	(略)

(別添)「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」

作物残留性試験(3-1-1)

1~5 (略)

6. 試料の採取

(1) 採取部位及び採取量は、農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第 1 号イの環境庁長官の定める基準（昭和 48 年 7 月 24 日環境庁告示第 46 号）に定めるところによる。ただし、採取量に係る基準を満たすことが困難な作物の採取量にあつては、同一試料内の変動及び分析の精度確保を勘案して適当と認める量に変更することができるものとする。なお、稲については、稲わらも採取する。

(2) ~ (4) (略)

7 ~ 9 (略)

(1) 採取部位及び採取量は、農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第 1 号イの環境庁長官の定める基準（昭和 48 年 7 月 24 日環境庁告示第 46 号）に定めるところによる。なお、稲については、稲わらも採取する。

(2) ~ (4) (略)

7 ~ 9 (略)

「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について

(平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知) 一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">農薬の登録申請に係る試験成績について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1・2(略)</p> <p>3. 試験を実施するに当たって必要とされる条件について</p> <p>(1)(略)</p> <p><u>(2) 適用農作物について</u></p> <p><u>局長通知第1の(1)及び(2)の適用農作物並びに(4)の農作物は、原則として別表1とし、左欄に記載した適用農作物名は右欄の適用作物名を含むものとする。また、申請に用いる作物名は原則として同表の名称を用いるものとする。</u></p> <p><u>(3) 薬効・薬害試験の試験例数について</u></p> <p>農薬の薬効及び薬害は、年ごとの気候の変動、地域間における気象条件、農作物の栽培様式等の違い等の影響を受けるため、これらのことを踏まえ、薬効及び薬害試験を実施する必要がある。</p> <p>このため、登録の申請に当たって申請者が提出すべき薬効及び薬害試験成績の作成に係る試験は、少なくとも2か年にわたって、原則としてそれぞれ異なる都道府県から選定した3か所以上の施設において実施し、試験例数は、合計6例以上とするものである。この場合において、同一施設で実施された試験であっても、実施年が異なれば、それぞれ1例とみなすものとする。</p> <p><u>また、申請に係る適用農作物が作物群である場合にあっては、別表2のとおりとする。</u></p> <p>なお、局長通知別添表1の試験例数の欄の(1)から(5)までに掲げる場合には、当該試験例数を以下のとおり軽減することができるものとする。ただし、新規の申請であって、試験例数の軽減に必要な条件を満たす場合であっても、試験例数の軽減の根拠となる既登録農薬と補助成分の組成等が異なり、当該補助成分が農薬の薬効及び薬害に影響を及ぼすおそれがある場合にあっては、この限りでない。</p> <p>また、ここでいう既登録農薬とは、当該申請者が登録を取得している農薬に限定されるものであって、当該登録農薬に係る試験成績の利用について権利を有さない場合は該当しない。</p> <p>試験として成立するための要件を満たしていない場合にあっては、当該試験は、登録申請に必要とされる試験として取り扱わないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">農薬の登録申請に係る試験成績について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1・2(略)</p> <p>3. 試験を実施するに当たって必要とされる条件について</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 薬効・薬害試験の試験例数について</p> <p>農薬の薬効及び薬害は、年ごとの気候の変動、地域間における気象条件、農作物の栽培様式等の違い等の影響を受けるため、これらのことを踏まえ、薬効及び薬害試験を実施する必要がある。</p> <p>このため、登録の申請に当たって申請者が提出すべき薬効及び薬害試験成績の作成に係る試験は、少なくとも2か年にわたって、原則としてそれぞれ異なる都道府県から選定した3か所以上の施設において実施し、試験例数は、合計6例以上とするものである。</p> <p>この場合において、同一施設で実施された試験であっても、実施年が異なれば、それぞれ1例とみなすものとする。</p> <p>なお、局長通知別添表1の試験例数の欄の(1)から(5)までに掲げる場合には、当該試験例数を以下のとおり軽減することができるものとする。ただし、新規の申請であって、試験例数の軽減に必要な条件を満たす場合であっても、試験例数の軽減の根拠となる既登録農薬と補助成分の組成等が異なり、当該補助成分が農薬の薬効及び薬害に影響を及ぼすおそれがある場合にあっては、この限りでない。</p> <p>また、ここでいう既登録農薬とは、当該申請者が登録を取得している農薬に限定されるものであって、当該登録農薬に係る試験成績の利用について権利を有さない場合は該当しない。</p> <p>試験として成立するための要件を満たしていない場合にあっては、当該試験は、登録申請に必要とされる試験として取り扱わないものとする。</p>

・ (略)

局長通知の別添表1の試験例数の欄の(3)の詳細については、以下のとおりとする。

ア.(略)

イ.局長通知の別添表1の試験例数の欄の(3)の から までに係る具体的運用指針は以下のとおりとする。

(ア)(略)

(イ) について

当該規定は、アブラナ科、ナス科、ウリ科、マメ科、セリ科の各科内及びユリ科のAllium属の属内の作物間において、一定の適用対象病害虫を対象に類似作物を追加する場合に適用するものとする。例えば、はくさいのアブラムシが既登録の場合に、だいこんのアブラムシを追加する場合がこれに該当する。

(ウ) について

別表3に掲げる農作物以外の農作物及び栽培地域が限られている農作物を適用農作物として登録申請(変更の登録を含む。)する場合が該当する。

(エ) について

発生地域が一部の地域に限られている場合とは、発生の分布が局地的である場合が該当する。

(オ)(略)

(カ) について

展着剤については、適用農作物と適用対象農薬を組み合わせたものを適用農作物等とする。ただし、農作物と雑草の区別なく殺草する除草剤(以下「非選択性除草剤」という。)の場合は、適用雑草と適用対象農薬を組み合わせ、その適用の範囲とする。適用農作物又は適用雑草ごとに2か所以上で、かつ、すべての適用農作物と適用対象農薬又は適用雑草と適用対象農薬の組合せについて1か所以上とする。

展着剤の特性がパラフィン等の固着性の場合及び適用対象農薬が除草剤(非選択性除草剤を除く。)又は植物生長調節剤等の場合等、適用農作物及び適用農薬について個別に判断する必要がある場合以外の場合、適用農作物群と適用農薬群ごとに、以下により試験を実施するものとする。

a.「稲、雑穀類、麦類」、「野菜、豆類(種実)」、「いも類、花き類・観葉植物」、「果樹類」又は「樹木類」の作物群の中から代表的な2作物以上について、試験を実施する。

b.(略)

・ (略)

(4) 限界薬量(又は濃度)薬害試験、茶の残臭試験及びタバコの喫味試験の試験例数につ

・ (略)

局長通知の別添表1の試験例数の欄の(3)の詳細については、以下のとおり。

ア.(略)

イ. 以下局長通知の別添表1の試験例数の欄の(3)の から までに係る具体的運用指針を示す。

(ア)(略)

(イ) について

当該規定は、アブラナ科、ナス科、ウリ科の各科内及びユリ科のAllium属の属内の作物間において、一定の適用対象病害虫を対象に類似作物を追加する場合に適用するものとする。例えば、はくさいのアブラムシが既登録の場合に、だいこんのアブラムシを追加する場合がこれに該当する。

(ウ) について

年間生産量3万トン以下の農作物及び地域的に栽培が限られている農作物を適用農作物として登録申請(変更の登録を含む。)する場合が該当する。

(エ) について

発生地域が一部の地域に限られている病害虫と発生地域の組合せの例として、下記のものあげられる。

アリモドキゾウムシ(南西諸島)、インゲンテントウムシ(長野山梨県境)、カーネーションシストセンチュウ(長野)、キオビエダシャク(沖縄)、イチゴ角斑細菌病(静岡)

(オ)(略)

(カ) について

展着剤については、適用農作物と適用対象農薬を組み合わせ、その適用の範囲とする。ただし、農作物と雑草の区別なく殺草する除草剤(以下「非選択性除草剤」という。)の場合は、適用雑草と適用対象農薬を組み合わせ、その適用の範囲とする。適用農作物又は適用雑草ごとに2か所以上で、かつ、すべての適用農作物と適用対象農薬又は適用雑草と適用対象農薬の組合せについて1か所以上とする。

展着剤の特性がパラフィン等の固着性の場合及び適用対象農薬が除草剤(非選択性除草剤を除く。)又は植物生長調節剤等の場合等、適用農作物及び適用農薬について個別に判断する必要がある場合以外は、適用農作物群と適用農薬群の取扱いができるものとする。この場合の試験実施は、以下によるものとする。

a.「稲、麦類」、「野菜、花卉類」、「果樹類」、「緑化(花)木」又は「林木」の作物群の中から代表的な2作物以上について、試験を実施する。

b.(略)

・ (略)

いて

局長通知の別表 1 の試験例数の詳細については、以下のとおりとする。

同一施設で実施されたものであっても実施年が異なれば、それぞれ 1 例とみなすものとする。

なお、同一試験施設、同一時期で供試農作物の品種のみを変更した試験は 1 例とする。

また、申請に係る適用農作物等が作物群である場合にあっては、原則として除草剤及び植物成長調整剤を除き別表 2 のとおりとする。

(5) 作物残留性試験の試験例数及び試験施設の基準について

局長通知の別表 1 の作物残留性試験に係る試験例数及び試験施設の基準は以下の通りとする。

申請に係る適用農作物等が作物群である場合にあっては、別表 4 のとおりとする。

申請に係る適用農作物等が作物群である場合にあって当該作物群に含まれる農作物への残留性が極めて低く、又はないと推定される農薬の残留性を試験するときの作物群名及び試験供試農作物は、別表 5 のとおりとする。なお、残留性が極めて低く、又はないと推定される場合は、例えば果樹園で雑草の茎葉に処理する除草剤が該当する。

農作物残留試験の試料調製について単一都道府県内のほ場で試料調製すること等が認められている生産量の少ない農作物とは、別表 3 に掲げる農作物以外の農作物をいう。なお、作物群に含まれる農作物ごとに栽培形態が異なり、残留性に差が生じると予想されるときは、残留性が高くなると予想される栽培方法で試料調製を実施するものとする。

別表 4 の「かんきつ」の小粒種については、1 分析（分析機関の要件は問わない。）とする。

別表 6 の左欄に掲げる作物を適用農作物等とする農薬の残留性に関する試験については、それぞれ同表右欄に掲げる作物を試験供試農作物とするものとする。

(6) 植物体内運命に関する試験について

局長通知の別添表 1 の試験例数の欄の詳細については、以下のとおりとする。

申請に係る適用農作物が属する植物群ごとに、1 種類以上の農作物を選定して試験を行うことが原則であるが、申請に関係のない植物群を含めた 3 種類の植物群で、各植物群に係る農作物における代謝に大きな差がないことが示される場合、申請に係る植物群による試験成績の有無にかかわらず、さらに試験を実施する必要はない。

申請に係る適用農作物が 1 植物群に限られ、かつ、当該植物群が試験供試農作物以外の農作物を含む場合は、当該植物群による試験成績以外に 1 種類の他の植物による試験成績が必要である。

申請に係る適用農作物が 1 種類に限られ、当該試験の植物が同一の場合は、さらに試験を実施する必要はない。

局長通知の別表 2 の試験成績の提出を要しない場合の欄の詳細については、以下のとおり

(3) 限界薬量（又は濃度）薬害試験、茶の残臭試験及びタバコの喫味試験の試験例数について

局長通知の別表 1 の試験例数の詳細については、以下のとおり。

同一施設で実施されたものであっても実施年が異なれば、それぞれ 1 例とみなすものとする。

なお、同一試験施設、同一時期で供試農作物の品種のみを変更した試験は 1 例とする。

(4) 植物体内運命に関する試験の試験例数について

局長通知の別添表 1 の試験例数の欄の詳細については、以下のとおり。

申請に係る適用農作物が属する植物群ごとに、1 種類以上の農作物を選定して、試験を行うことが原則であるが、申請に関係のない植物群を含めた 3 種類の植物群で、各植物群に係る農作物における代謝に大きな差がないことが示される場合は、申請に係る植物群による試験成績の有無にかかわらず、更に試験を実施する必要はない。

申請に係る農作物が 1 植物群に限られるが、当該試験の植物以外の農作物を含む場合は、当該植物群による試験成績以外に 1 種類の他の植物による試験成績が必要である。この場合の植物群はいずれでも差し支えない。

申請に係る農作物が 1 種類に限られ、当該試験の植物が同一の場合は、更に試験を実施する必要はない。

とする。

生産量の少ない農作物とは、別表3に掲げる農作物以外の農作物をいう（以下同じ）。

(7) 試験施設の基準について

局長通知別表1において農薬の薬効、薬害及び残留性に関する試験のうち、薬効試験、薬害試験、茶の残臭試験、タバコの喫味試験、水質汚濁性試験、作物残留性試験及び土壌残留性試験（ほ場試験に限る。）については、「公的試験研究施設又はこれに準じた施設」で実施することとされている。これは、当該試験の実施に当たっては、特に高い信頼性等を確保することが必要であるため、農作物等の栽培管理、試験の実施等に関し一定以上の専門的知見を有し、かつ、中立的な立場にあるものがこれらの試験を実施することが適当であることによるものである。

一方、限界薬量（又は濃度）薬害試験、周辺農作物に対する薬害に関する試験、後作物に対する薬害に関する試験、水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験、乳汁への移行試験及び後作物残留性試験については、特に試験施設の基準は設けられてはいないものの、同様に当該試験の信頼性等を確保する観点から農作物の栽培、供試生物の取扱い等に関し一定以上の専門的知見を有し、かつ、中立的な立場にあるものが実施することが望ましいものである。

局長通知別表1の注5及び注6の「公的試験研究施設」及び「公的試験研究施設に準じた施設」に係る運用指針は以下によるものとする。

注5の公的試験研究施設について

ア．(略)

イ．公的試験研究施設の試験実施者が試験の実施に必要な期間、一時的に私有の施設等を借り上げて試験を実施する場合における当該私有の施設等も公的試験研究施設に該当する。
ウ．局長通知の別添表1の(1)(2)(3)の から__まで及び(4)に掲げる場合に係る薬効薬害試験成績については、申請者、農家、都道府県の地域農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）等が実施した場合であっても、公的試験研究施設の試験実施者が試験設計し、指導又は評価を行った場合には、公的試験研究施設で実施された試験により得られた試験成績として取り扱うものとする。

注6の公的試験研究施設に準じた施設について

ア～ウ(略)

エ．局長通知の別添表1の(1)(2)(3)の から__まで及び(4)に掲げる場合に係る薬効薬害試験及び水質汚濁性試験（分析試験に限る。）については、申請者、農家、普及センター等が実施した場合であっても、公的試験研究施設の試験実施者が試験設計し、指導又は評価を行った場合においては、公的試験研究施設に準じた施設で実施された試験により得られた試験成績として取り扱うものとする。

オ．生産量の少ない農作物に係る残留性に関する試験については、農薬登録申請者以外の者であって食品衛生法（昭和22年法律第233号）第33条の規定に基づく食品等の登録検査機関としての登録を受け、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定に基づく濃度に係る計量証明の事業の登録を受け、又は国際的な試験所認定規格への適合認定

(5) 試験施設の基準について

局長通知別表1において農薬の薬効、薬害及び残留性に関する試験のうち、薬効試験、薬害試験、茶の残臭試験、タバコの喫味試験、水質汚濁性試験、作物残留性試験及び土壌残留性試験（ほ場試験に限る。）については、「公的試験研究施設又はこれに準じた施設」で実施することとされている。これは、当該試験の実施に当たっては、特に高い信頼性等を確保することが必要であるため、農作物等の栽培管理、試験の実施等に関し一定以上の専門的知見を有し、かつ、中立的な立場にあるものがこれらの試験を実施することが適当であることによるものである。

一方、限界薬量（又は濃度）薬害試験、周辺農作物に対する薬害に関する試験、後作物に対する薬害に関する試験、水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験、乳汁への移行試験及び後作物残留性試験については、特に試験施設の基準は設けられてはいないものの、同様に当該試験の信頼性等を確保する観点から農作物の栽培、供試生物の取扱い等に関し一定以上の専門的知見を有し、かつ、中立的な立場にあるものが実施することが望ましいものである。

以下、局長通知別表1の注5及び注6の「公的試験研究機関」及び「公的試験研究施設に準じた施設」に係る運用指針を示す。

注5の公的試験研究施設について

ア．(略)

イ．ほ場試験等については、公的試験研究施設の試験実施者が試験の実施に必要な期間、一時的に農家のほ場等を借り上げて試験を実施する場合等もこれに該当する。

ウ．局長通知の別添表1の(1)(2)(3)の から__まで及び(4)に掲げる場合に係る薬効薬害試験成績については、申請者、農家、都道府県の地域農業改良普及センター（以下「普及所」という。）等が実施した場合であっても、公的試験研究施設の試験実施者が試験設計し、指導又は評価を行った場合には、公的試験研究施設で実施された試験により得られた試験成績として取り扱うものとする。

注6の公的試験研究施設に準じた施設について

ア～ウ(略)

エ．局長通知の別添表1の(1)(2)(3)の から__まで及び(4)に掲げる場合に係る薬効薬害試験及び水質汚濁性試験（分析試験に限る。）については、申請者、農家、普及所等が実施した場合であっても、公的試験研究施設に準じた施設の試験実施者が試験設計し、指導又は評価を行った場合においては、公的試験研究施設に準じた施設で実施された試験により得られた試験成績として取り扱うものとする。

を受けているものが実施した試験により得られた試験成績を公的試験 研究施設に準じた施設で実施された試験により得られた試験成績として取り扱うもの とする。

4 (略)

(別表1)
適用農作物

4 (略)

大グループ名	中グループ名	作物名	作物名に含まれる作物、別名、地方名等の例	備考
米		稲	水稻(移植、直播)、陸稲	
麦類		大麦	はだか麦	
		小麦		
		ライ麦		
雑穀類		アマランサス		種子を食用とするもの
		あわ		
		きび		
		食用ソルガム	もろこし、たかきび、こうりゃん	
		そば	だったんそば	
	とうもろこし	とうもろこし(子実)		
		未成熟とうもろこし	スイートコーン	
		はとむぎ		
		ひえ		
	果樹類	かんきつ	天草	
伊予柑				
かぼす				
河内晩柑				
清見				
きんかん				
グレープフルーツ				
サガマンダリン				
不知火			デコボン	
すだち				
セミノール				
たんかん				
長門ユズキチ				

	なつみかん	甘夏、なつだいたい	
	ネーブル	ワシントンネーブル他	
	はっさく		
	日向夏		
	ぶんたん	ざぼん、ぼんたん、 晩白柚	
	ぼんかん		
	みかん	温州みかん	
	ゆず		
	ライム		
	レモン		
小粒核果類	あんず		
	うめ		
	すもも	ブルーン、プラム	
ベリー類	すぐり	グースベリー	
	ハスカップ		
	ふさすぐり	カーランツ	
	ブラックベリー		
	ブルーベリー		
	ラズベリー		
	あけび(果実)		果実を食用とする もの
	アセロラ		
	アテモヤ		
	いちじく		
	いちょう(種子)		イチョウの種子を 食用とするもの
	おうとう	さくらんぼ	
	オリーブ		果実を食用とする もの
	かき		
	かりん		
	キウイフルーツ		
	グアバ	ばんじろう	
	くり		
	くるみ		
	ゴレンシ	スターフルーツ	
	さるなし	こくわ、香粹	

		さんしょう(果実)		果実を食用とするもの
		チェリモヤ		
		なし	日本なし、西洋なし、中国なし	
		ネクタリン		
		パイナップル		
		パッションフルーツ	くだものとけいそう	
		バナナ		
		パパイヤ		
		びわ		
		ぶどう	小粒種ぶどう(デラウェア、やまぶどう)、大粒種ぶどう(巨峰系4倍体品種、2倍体米国系品種、2倍体欧州系品種、3倍体品種他) 注1)	
		ペカン		
		マルメロ		
		マンゴー		
		もも		
		やまもも		
		りんご		
		レイシ	ライチ	
野菜類	うり類(漬物用)	赤毛ウリ	モーウィ	
		食用へちま		
		しろうり	あおうり、カリモリ、はぐらうり、青しまうり	
		とうがん	冬瓜	
		はやとうり		
		ゆうがお	かんぴょう	
	とうがらし類	甘長とうがらし	伏見とうがらし、万願寺とうがらし、三宝とうがらし他	
		かぐらなんばん		

	きだちとうがらし	とうがらし(キダチ)	
	サッポロ大長とうがらし		
	ししとう	ししとうがらし	
	とうがらし	鷹の爪、八房	完熟させて利用する辛味種
なばな類	おおさきな	大崎菜	あぶらな科で茎葉及び花を食用とするもの。ただし、ブロッコリー、茎ブロッコリー及びカリフラワーを除く。
	オータムボエム	アスパラ菜	
	かきな	かき菜	
	くきたちな	フキタチ	
	こうさいたい	紅葉苔、こうたいさい	
	さいしん	油菜心	
	つぼみな	つぼみ菜	
	なばな	なのはな、はなな	
	のらぼうな	のらぼう菜	
	はなっこりー		
	みずかけな	水掛菜	
めいけな	女池菜		
非結球あぶらな科葉菜類	かほくな	河北菜	
	からしな	黄からしな、葉からしな、やましおな、レッドアジアンマスタード、グリーンマスタード	
	ケール		
	こまつな	小松菜	
	さぬきな		
	さんとうさい	山東菜、べかな	
	しろな	大阪しろな	
	タアサイ	ターサイ、ターツァイ、如月菜、ひさごな、ちぢみな	
	たいさい	体菜、雪白体菜、二貫目体菜、しゃくし菜、たいな、長岡菜	
	たかな	高菜、かつおな、せいさい、山形せ	

		いさい	
	チンゲンサイ		
	てごろ菜		
	なかじまな	中島菜	
	のざわな	野沢菜	
	パクチョイ		
	はたけな	畑菜	
	ひろしまな	広島菜	
	べんり菜		
	みずな	京菜、水菜、京水菜	
	みぶな	壬生菜	
	味美菜		
	ルッコラ	ロケット、セルパチコ、ガルギール	
	山形みどりな		
非結球レタス	かきちしゃ	チマサンチュ、サンチュ	茎を食用とするものを除く。
	サラダ菜		
	立ちちしゃ	ロメインレタス	
	リーフレタス	葉ちしゃ	
豆類（未成熟）	えだまめ		
	さやいんげん		
	さやえんどう	きぬさやえんどう、スナックえんどう	
	実えんどう	うすいえんどう、グリーンピース	未熟な種子のみを食用とするもの
	未成熟ささげ	十六ささげ、あきしまささげ	
	未成熟しかくまめ		
	未成熟そらまめ		
	未成熟なたまめ		
	未成熟ふじまめ	未成熟千石豆	
	アーティチョーク	ちょうせんあざみ	
	あけび(茎葉)	キノメ	若芽を食用とするもの
	あさつき		
	あしたば		

	アスパラガス		
	あまちゃ		
	いちご		
	うど		
	えごま(葉)		葉を食用とするもの
	エストラゴン	フレンチタラゴン、 ロシアンタラゴン	
	エンサイ	エンツァイ、あさがおな、くうしんさい、クーサイ	
	エンダイブ		
	おうれん		薬用植物(根茎)
	おかひじき		
	オクラ		
	かぶ	こかぶ、大かぶ、津田かぶ、ひのなかぶ(日野菜)、赤かぶ、酢茎菜(すぐきな)	
	かぼちゃ	日本かぼちゃ、西洋かぼちゃ、ペぼかぼちゃ(ズッキーニを除く)	
	カモミール	カモマイル、カミツレ	
	カリフラワー	はなやさい	
	かんしょ(茎葉)		茎葉を食用とするもの
	きく(葉)	きく葉	葉を食用とするもの
	きばなおうぎ		薬用植物(根茎)
	ぎぼうし	うるい	
	キャベツ		
	きゅうり		
	きゅうり(花)	花丸きゅうり	きゅうりの雌花を食用とするもの
	ぎょうじゃにんにく		
	茎ブロッコリー	スティックセニョ	

		ール	
	くきちしゃ	やまくらげ、トム シャ、ステムレタ ス	茎を食用とするも の
	くさそてつ	こごみ	
	クレソン		
	くわい		
	げんのしょうこ		薬用植物（全草）
	こおにたびらこ		春の七草では、ほ とけのざといわれ ているもの
	コールラビ		
	こがねばな		薬用植物（根茎）
	ごぼう		
	コリアンダー（葉）	香菜、シャンツァ イ、パクチー	茎葉を食用とする もの
	さといも(葉柄)	ずいき、だついも	葉柄を食用とする もの
	さわあざみ		茎葉を食用とする もの
	さんしょう（葉）	木の芽	若芽を食用とする もの
	じおう	かいけいじおう	薬用植物（根茎）
	しそ	おおば	葉を食用とするも の
	しそ（花穂）		花穂を食用とする もの
	しゃくやく（薬用）		薬用植物（根茎）
	しゅんぎく	菊菜	
	じゅんさい		
	しょうが	根しょうが	
	食用アスター		花を食用とするも の
	食用インパチェンス		花を食用とするも の
	食用カーネーション		花を食用とするも の
	食用ぎく		花を食用とするも の

	食用金魚草		花を食用とするもの
	食用きんせんか		花を食用とするもの
	食用月桂樹	ローリエ	葉を食用とするもの
	食用さくら(葉)		葉を食用とするもの(桜餅に利用)
	食用さくらそう	食用プリムラ	花を食用とするもの
	食用シネリリア		花を食用とするもの
	食用ストック		花を食用とするもの
	食用せんにちこう		花を食用とするもの
	食用トレニア		花を食用とするもの
	食用ナスタチウム		花を食用とするもの
	食用なでしこ		花を食用とするもの
	食用パンジー		花を食用とするもの
	食用ペチュニア		花を食用とするもの
	食用べにばな(花)		花を食用とするもの
	食用ミニバラ		花を食用とするもの
	食用やぐるまぎく		花を食用とするもの(やぐるまそうは山野草)
	食用ゆり	ゆりね	
	食用ラベンダー		
	食用ルドベキア		花を食用とするもの
	しょくようほおずき	ゴールデンベリー	
	すいか		
	すいぜんじな	金時草	

ズッキーニ		
セージ		
セネガ	ヒロハセネガ	薬用植物
せり		
セルリー		
せんきゅう		薬用植物（根茎）
せんぷり		薬用植物（全草）
だいこん	葉だいこん、だい こな	
タイム		
たけのこ		
たまねぎ		
たらのき	たらのめ	
チコリ		
チャービル		
チャイブ		
ちよろぎ		
つるな	はまな、はまじし や	
つるむらさき		
ディル（葉）		茎葉を食用とする もの
とうき		薬用植物（根茎）
とうすけぼうふう		薬用植物
トマト		直径 3 cm以下のも のは含まない。
トレビス		
なす		
なずな	七草なずな	
にがうり	つるれいし	
にら	黄にら	葉を食用とするも の
にら（花茎）		花茎及び蕾を食用 とするもの
にんじん	金時にんじん、西 洋にんじん、島に んじん	
にんにく		
ねぎ	九条ねぎ、加賀太	

		ねぎ、千住ねぎ、 やぐらねぎ、下仁 田ねぎ、リーキ他	
	はくさい		
	はこべ	こはこべ、みどり はこべ	
	バジル	スイートバジル、 ダークオパールバ ジル他	
	パセリ	イタリアンパセリ	
	畑わさび	おかわさび	葉、花茎、根茎及 び根を食用とする もの
	畑わさび(葉)	葉わさび	葉を食用とするも の
	葉ごぼう		主に葉を利用する 早どりごぼう
	葉しょうが	やなかしょうが、 はじかみしょうが	根茎及び茎を食用 とする早どりしょ うが
	葉たまねぎ		葉及び若い鱗茎を 食用とする未熟た まねぎ
	葉にんにく		葉及び若い鱗茎を 食用とするもの
	はっか	ミント、スペアミ ント、ペパーミン ト、アップルミン ト他	
	はつかだいこん	廿日大根、ラディ ッシュ	
	ははこぐさ	ごぎょう	春の七草の一種
	はまぼうふう	ぼうふう	
	非結球メキャベツ	プチヴェール	
	ピーマン	パプリカ	
	フェンネル(葉)	ういきょう	茎葉を食用とする もの
	ふき		
	ふきのとう		

	ふだんそう	ベトラープ、あかふだんそう、スイスチャード	
	ブロッコリー		
	ほうきぎ	とんぶり、ほうきぐさ	
	ほうれんそう		
	ほそばおけら		薬用植物（根茎）
	ほそばわだん	にがな	
	まくわうり		
	まこもたけ	まこも	
	みしまさいこ		薬用植物（根茎）
	みつば	青みつば、切りみつば、根みつば	
	ミニトマト		直径 3 cm 以下のもの。
	みょうが（茎葉）	みょうがたけ	軟化させた茎葉を食用とするもの
	みょうが（花穂）	はなみょうが	花穂を食用とするもの
	メキャベツ	芽キャベツ、こもちかんらん	
	メロン	プリンス、キンシヨウ、タカミ、クインシー、パパイヤ、エリザベス、アムス、アールス他	
	もみじがさ	しどけ	
	もりあざみ	やまごぼう	
	モロヘイヤ		
	薬用にんじん	おたねにんじん	薬用植物（根茎）
	ヤーコン		塊根を食用とするもの
	やなぎたで	アユタデ、ほんたで	
	ヤングコーン		トウモロコシの幼果
	ゆきのした		
	よめな		

	よもぎ		
	らっきょう	らっきょう(エシヤレット栽培)	
	レタス		クリスプヘッド型の玉ちしゃ
	レモングラス		
	レモンバーム		
	れんこん	はず	
	ローズマリー		
	わけぎ		
	わさび	みずわさび	葉、花茎、根茎及び根を食用とするもの
	わさびだいこん	ホースラディッシュ	
	わらび		
きのこ類	えのきたけ		
	しいたけ		
	なめこ		
	ひらたけ		
	まいたけ		
	マッシュルーム		
いも類	かんしょ	さつまいも	
	こんにゃく		
	さといも	えびいも、たけのこいも、やつがしら	
	ばれいしょ	じゃがいも	
	みずいも	田いも	
	やまのいも	やまといも、自然薯、丸いも、ながいも、とっくりいも、いせいも、いちょういも、つくねいも	
豆類(種実)	だいず		成熟した種実を食用とするもの
	あずき	大納言	
	いんげんまめ	いんげん、きんときまめ、とらまめ、うずらまめ	

		えんどうまめ		
		ささげ		
		そらまめ		
		なたまめ		
		ふじまめ	千石豆	
		べにばないんげん	はなまめ	
		らっかせい	なんきんまめ、ピーナッツ	
		てんさい		
		さとうきび		
		茶		
		ホップ		
		なたね		種子を食用とするもの
		えごま(種子)		種子を食用とするもの
		ごま		
		コリアンダー(果実)		果実を食用とするもの
		食用べにばな(種子)		種子を食用とするもの
		ディル(種子)		種子を食用とするもの
		ひし		
		フェネル(種子)	ういきょう(種子)	種子を食用とするもの
牧草		いね科牧草	オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、トールフェスク、ペレニアルライグラス、バヒアグラス、その他のいね科牧草	
		まめ科牧草	赤クローバー、白クローバー、アルファルファ、その他のまめ科牧草	
		ソルガム		
		飼料用とうもろこし		

花き類・観
葉植物

アイランドポピー		
アイビーゼラニウム		
アイリス		
アガパンサス		
アゲラタム		
あさがお		
あざみ		
アジアンタム		
アジュガ		
アスター		
アスチルベ		
アッツザクラ		
アナナス		
アネモネ		
アマゾンリリー		
アマドコロ		
アメリカンブルー		
アリウム		
アルストロメリア		
アロエ		
アンスリウム		
インパチェンス		
うつぼかずら		
エキザカム		
エレムルス		
オドントグロッサム		
おみなえし		
おもと		
オンシジウム		
カーネーション		
ガーベラ		
ガザニア		
かすみそう		
カトレア		
カラー		
カラジウム		
カランコエ		
カルセオリア		
かわらけつめい		
カンガルーポー		

観賞用アスパラガス		
観賞用ナス		
カンパニュラ		
ききょう		
きく		
金魚草		
きんせんか		
グラジオラス		
クリサンセマム		
クリスマスローズ		
クルクマ		
クレマチス		
グロキシニア		
クロッカス		
グロリオサ		
けいとう		
げっとう		
ゴールドенクラッカ ー		
コスモス		
こちょうらん		
ゴデチア		
コリウス		
コレオプシス		
さくらそう		
サボナリア		
サルビア		
さわぎきょう		
サンセベリア		
サンダーソニア		
シーマニア		
シクラメン		
シネラリア		
しばざくら		
しゃくやく		
しゅうめいぎく		
宿根アスター		
宿根かすみそう		
宿根スターチス		
シンビジウム		

すいせん		
スイトピー		
スターチス		
ストック		
ストレプトカーパス		
ストレリチア		
スパティフィラム		
スピードリオン		
すみれ		
ゼラニウム		
セントポーリア		
せんにちこう		
ソリダゴ		
ソリダスター		
たにわたり		
ダリア		
だいもんじそう		
チューベローズ		
チューリップ		
つる日々草		
ディサ		
ディフェンバキア		
ディモルホセカ		
デージー		
デルフィニウム		
デンドロビウム		
デンマークカクタス		
とりかぶと		
トルコギキョウ		
トレニア		
ナスタチウム		
なでしこ		
ニーレンベルギア		
ニゲラ		
日々草		
ネモフィラ		
ノラナ		
バーベナ		
はげいとう		
バゴバ		

はなしょうぶ		
はなとりかぶと		
花はす		
はなびしろう		
はぼたん		
ばら		
パンジー		
バンダ		
ひおうぎ		
ヒポエステス		
ひまわり		
ひめのぼたん		
ひめひまわり		
百日草		
ヒヤシンス		
フィカス・プミラ		
斑入りアマドコロ		
フィロデンドロン		
ブータンルリマツリ		
ブブレウラム		
ブライダルベール		
ブラキカム		
フリージア		
プリムラ		
ブルーサルビア		
ブルースター		
ブルーデージー		
ブルーレースフラワ ー		
フロックス		
プロワリア		
ベゴニア		
ペチュニア		
ヘデラ		
ベビーローズ		
ペラルゴニウム		
ヘリクリサム		
ヘルコニア		
ペロニカ		
ほうせんか		

	ほおずき		
	ポーチュラカ		
	ぼたん		
	ポトス		
	ホワイトレースフラ ワー		
	マーガレット		
	まつばぼたん		
	マトリカリア		
	マリーゴールド		
	ミムラス		
	みやこわすれ		
	ミルトニア		
	ムスカリ		
	モンステラ		
	やぐるまぎく		
	ゆうぜんぎく		
	ユーフォルビア・フ ルゲンス		
	ユリオプスデージー		
	ラークスパー		
	ライスフラワー		
	ラナンキュラス		
	ラバテラ		
	リアトリス		
	リシマキア		
	リムナンテス		
	りんどう		
	ルドベキア		
	ルピナス		
	レザーファン		
	レッドジンジャー		
	れんげ		
	ローレンティア・ロ ケア		
	ロベリア		
	わすれなぐさ		
	われもこう		
樹木類	アカシア		
	あじさい		

アッサムニオイザク		
ラ		
アフランドラ		
あらかし		
アラレア		
アレカヤシ		
いぬまき		
うばめがし		
うめもどき		
エリカ		
おうごんくじゃくひ		
ば		
かくれみの		
ガジュマル		
かなめもち		
カロライナジャスミン		
ン		
かんのんちく		
きづた		
きんぼうじゅ		
くちなし		
クロサンドラ		
クロトン		
げっきつ		
げやき		
ケンチャヤシ		
こうやまき		
ゴールドクレスト		
こでまり		
コトネアスター		
コニファー		
ゴムノキ		
コルディリネ		
コンロンカ		
さかき		
さくらそう		
さざんか		
さつき		
さるすべり		
さんごじゅ		

さんごみずき		
さんざし		
さんしゅゆ		
さんたんか		
シェフレラ		
しきみ		
ジャカランダ		
ジャスミナム・ポリ アンサ		
しゃりんばい		
しらかし		
じんちょうげ		
すぎ		
せいよういわなんて ん		
せいようばくちのき		
せんりょう		
ちょうせんまきつげ		
つつじ		
つばき		
テーブルヤシ		
デュランタ		
とっくりらん		
とべら		
ドラセナ		
ななかまど		
なんてん		
にしきぎ		
のうぜんかずら		
のぼたん		
ハイビスカス		
はいびやくしん		
パキラ		
はなみずき		
ひいらぎなんてん		
ひさかき		
ひのき		
ヒペリカム		
ブーゲンビリア		
ふっきそう		

		ブバルディア		
		ベンジャミン		
		ポインセチア		
		ホクシャ		
		ポリシャス		
		ポロニア		
		まさき		
		まんさく		
		マンデビラ		
		みずき		
		もくせい		
		もくれん		
		もっこく		
		やなぎ		
		やぶさんざし		
		ユーカリ		
		ゆきやなぎ		
		ユッカ		
		ランタナ		
		ルリマツリ		
		れんぎょう		
		いぐさ		
		しちとうい		
		たばこ		
		あま		
芝	西洋芝	パーミュダグラス		
		ベントグラス		
		ブルーグラス		
		ライグラス		
		フェスク		
	日本芝	こうらいしば		
		ひめこうらいしば		
		のしば		
		桑		

注1)

巨峰系4倍体品種ぶどう

巨峰、ピオーネ、安芸クイーン、藤稔、サニールージュ、翠峰、黒王、ゴルビー、紫玉、シナノスマイル、高妻、多摩ゆたか、白峰、紅義、伊豆錦、出雲クイーン、イチキマール、ウエハラ540号、オーロラブラック、オリンピア、さがみ、ジャスミン、ダークリッジ、高墨、ハイベリー、ハニーブラック、ハニービーナス、ブラックオーパス、ブラックオリン

ピア、紅伊豆、紅瑞宝、紅富士、紅やまびこ、竜宝、レッドクイーン、ロードベリー等

2倍体米国系品種どう

アジロンダック、マスカットベリーA、パッファロー（アーリースチューベン）、ナイヤガラ マラベルファ、ウルバナ、黄玉、キャンベル、キャンベルアーリー、スチューベン、セイベル9110、セネカ、大玉露、タノレッド、旅路、天秀、ナイアガラ、紅金沢、紅塩谷、紅南陽、ポートランド、レッドポート、ピアレス、ニューヨークマスカット、ノースブラック、ノースレッド、バイオレットウエハラ、フレドニア、ヒムロッドシードレス等

2倍体欧州系品種どう

瀬戸ジャイアンツ、ロザキ、マリオ、ロザリオピアンコ、ルビーオクヤマ、マスカットオブアレキサンドリア、シャインマスカット、CG88435、アルフォンスラバレー、イタリア、甲斐乙女、甲斐路、カッタークルガン、カベルネソービニオン、グリーンサマー、クルガンローズ、ケニギンデルワインガルデン、甲州、甲州三尺、ゴールド、ゴールドフィンガー、ザバルカンスキー、シトロンネル、シャルドネ、赤嶺、セシリア、乍那、チェリー、京早晶、ニューナイ、ネオマート、ネオマスカット、ネヘレスコール、バラディ、ピーナス、ピッテロピアンコ、ブラックスワン、ブラック三尺、フレームトーカー、貝甲干、紅アレキ、紅三尺、紅環、ベニピッテロ、馬乃子、マスカット甲府、マスカットデュークアモーレ、マスカットハンブルグ、マスカットピオレ、マニキュアフィンガー、モルゲンシェーン、ヤトミローザ、ユニコーン、リザマート、リッシパーバ、竜眼、涼玉、ルーベルマスカット、ルビー大久保、レッドグローブ、レッドネヘレスコール、ローヤル、ロザリオロッソ、アリス、黄華、紫苑、ヒロハンブルグ等

3倍体品種どう

キングデラ、サマーブラック、甲斐美嶺、ナガノパープル、安芸シードレス、美嶺等
注2)

大グループまたは中グループについては、これら作物群に含まれるものとして作物名欄に標記されている作物以外のもので、これら作物群に含まれる作物も含まれる。

(別表2)

作物群ごとの試験の必要例数

作物群名	薬効・薬害試験の必要例数	限界薬量（又は濃度）薬害試験の必要例数
麦類	当該作物群に含まれる作物で、合計6例以上（2年間で実施）。	当該作物群に含まれる2種類以上の作物で、合計4例以上。
雑穀類	未成熟とうもろこしで、2例以上及び当該作物群に含まれる他の2種類以上の作物で、4例以上。合計6例以上。	薬効・薬害試験に供試した3種類以上の作物で、合計6例以上。

かんきつ	当該作物群に含まれる作物で、合計6例以上（2年間で実施）。	みかん及び当該作物群に含まれるみかん以外の1種類以上の作物で、合計4例以上。
小粒核果類	当該作物群に含まれる作物で、合計6例以上。	当該作物群に含まれる2種類以上の作物で、合計4例以上。
ベリー類	当該作物群に含まれる3種類以上の作物で、合計6例以上。	薬効・薬害試験に供試した3種類以上の作物で、合計6例以上。
うり類 (漬物用)	うり科野菜に含まれる3種類以上の作物（当該作物群に含まれる1種類以上の作物を含む場合に限る。）で、合計6例以上。	当該作物群に含まれる3種類以上の作物で、合計6例以上。
とうがらし類	当該作物群に含まれる作物又はピーマンで、合計6例以上。	当該作物群に含まれる作物又はピーマンで、合計2例以上。
なばな類	非結球あぶらな科葉菜類又はなばな類に含まれる3種類以上の作物で、合計6例以上。	薬効・薬害試験に供試した3種類以上の作物で、合計6例以上。
非結球あぶらな科葉菜類	非結球あぶらな科葉菜類又はなばな類に含まれる3種類以上の作物で、合計6例以上。	薬効・薬害試験に供試した3種類以上の作物で、合計6例以上。
非結球レタス	当該作物群に含まれる作物又はレタスで、合計6例以上。	当該作物群に含まれる1種類以上の作物で、合計2例以上。
豆類 (未成熟)	豆類（種実）又は豆類（未成熟）に含まれる3種類以上の作物で、合計6例以上。	薬効・薬害試験に供試した3種類以上の作物で、合計6例以上。
豆類 (種実)	豆類（種実）又は豆類（未成熟）に含まれる3種類以上の作物で、合計6例以上。	薬効・薬害試験に供試した3種類以上の作物で、合計6例以上。
きのこ類	当該作物群に含まれる3種類以上の作物で、合計6例以上。	薬効・薬害試験に供試した3種類以上の作物で、合計6例以上。

いも類	当該作物群に含まれる3種類以上の作物で、合計6例以上。	薬効・薬害試験に供試した3種類以上の作物で、合計6例以上。
花き類・観葉植物	当該作物群に含まれる3種類以上の作物で、合計6例以上。	薬効・薬害試験に供試した3種類以上の作物で、合計6例以上。
樹木類	当該作物群に含まれる3種類以上の作物で、合計6例以上。	薬効・薬害試験に供試した3種類以上の作物で、合計6例以上。

- 注1) 薬効・薬害試験は、適用病害虫及び使用方法等の組合せごとに行う。
注2) 限界薬量(又は濃度)薬害試験は、使用時期及び使用方法の組合せごとに行う。
注3) 例数は試験作物ごとに2例以上とする。

(別表3)
生産量の多い農作物

食品の用に供される農作物

あずき、いちご、稲(水稲及び陸稲)、伊予柑、うめ、えだまめ、大麦、かき、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、キャベツ、きゅうり、ごぼう、こまつな、小麦、こんにゃく、さといも、さとうきび、さやいんげん、しゅんぎく、しょうが、すいか、セルリー、だいこん、だいず、たけのこ、たまねぎ、茶、チンゲンサイ、てんさい、とうもろこし、トマト、なし(日本なし及び西洋なし)、なつみかん、にら、にんじん、なす、ねぎ、はくさい、はっさく、ばれいしょ、ピーマン、ぶどう、ブロッコリー、未成熟とうもろこし、ほうれんそう、ぼんかん、みかん、ミニトマト、メロン、もも、やまのいも、りんご、レタス及びれんこん

食品の用に供される農作物以外の農作物
きく及び芝

(別表4)

作物群の名称及び試験供試農作物

作物群名	試験供試農作物
麦類	小麦及び大麦
かんきつ	みかん、大粒種及び小粒種(かぼす、すだち等)。 ただし、土壌処理剤、除草剤等作物に直接散布しない農薬であって、みかん又は1種類の大粒種の残留量が定量限界(検出限界)以下の場合、当該試験成績で代替できるものとする。
小粒核果類	うめ及び当該作物群に含まれる他の1種類の作物
ベリー類	当該作物群に含まれるツツジ科、バラ科及びユキノシタ科作物からそれぞれ1種類
うり類(漬物用)	しろうり及び当該作物群に含まれる他の1種類の作物
とうがらし類	ししとう及び当該作物群に含まれる他の1種類の作物。 ただし、土壌処理剤、除草剤等作物に直接散布しない農薬であって、ピーマンの残留量が定量限界(検出限界)以下の場合、ピーマンの試験成績で代替できるものとする。
なばな類	当該作物群に含まれる2種類の作物
非結球あぶらな科葉菜類	こまつな、みずな及び当該作物群に含まれる他の1種類の作物
非結球レタス	当該作物群に含まれる2種類の作物。ただし、土壌処理剤、除草剤等作物に直接散布しない農薬であって、レタスの残留量が定量限界(検出限界)以下の場合、レタスの試験成績で代替できるものとする。
豆類(未成熟)	えだまめ、さやえんどう及びさやいんげん
きのこ類	しいたけ及び当該作物群に含まれる他の1種類の作物
豆類(種実)	だいず、らっかせい及び当該作物群に含まれる他の1種類

の作物。
ただし、適用作物にらっかせいを含まない場合にはらっかせいを除く当該作物群に属する1種類の作物及びだいで

(別表5)

当該農薬の性質及び使用方法から適用作物で当該農薬が検出されないか、あるいは極めて低い残留量である場合の作物群の名称及び試験供試農作物数

作物群名	試験供試農作物
雑穀類	2科以上の雑穀類
果樹類	3科以上の果樹類
野菜類	5科以上の野菜類
いも類	3科以上のいも類
豆類(種実)	らっかせい及びらっかせいを除く当該作物群に属する1種類の作物。 ただし、適用作物にらっかせいを含まない場合にはらっかせいを除く当該作物群に属する1種類の作物

(別表6)

適用農作物ごとの試験供試農作物

作物名	試験供試農作物
とうもろこし	とうもろこし(子実)及び未成熟とうもろこし
ぶどう	小粒種及び大粒種注1。ただし、土壌処理剤、除草剤等作物に直接散布しない農薬であって、ぶどうの残留量が定量限界(検出限界)以下の場合には小粒種、大粒種を問わず2例の試験成績で代替できるものとする。
なし注2	西洋なし、日本なし又は中国なし
あさつき	あさつき。ただし、土壌処理剤、除草剤等作物に直接散布しない

	農薬であって、葉ねぎ及び根深ねぎの残留量が定量限界(検出限界)以下の場合は、葉ねぎ及び根深ねぎの試験成績で代替できるものとする。
トマト 注3	トマト又はミニトマト
ねぎ	葉ねぎ及び根深ねぎ 注4
実えんどう	実えんどう又はさやえんどう
ミニトマト注3	ミニトマト。ただし、土壌処理剤、除草剤等作物に直接散布しない農薬であって、トマトの残留量が定量限界(検出限界)以下の場合は、トマトの試験成績で代替できるものとする。
わけぎ	わけぎ。ただし、土壌処理剤、除草剤等作物に直接散布しない農薬であって、葉ねぎ及び根深ねぎの残留量が定量限界(検出限界)以下の場合は、葉ねぎ及び根深ねぎの試験成績で代替できるものとする。

注1：小粒種及び大粒種を各1例。なお、「小粒種」はデラウェア等1粒重が1.5g程度のぶどうをいい、大粒種はこれ以外のぶどうをいう。

注2：「なし」は西洋なし、日本なし及び中国なしをいう。

注3：「ミニトマト」は直径3cm以下のトマトをいい、「トマト」はこれ以外のトマトをいう。

注4：葉ねぎ及び根深ねぎを1例ずつ試験するものとする。ただし、葉ねぎ及び根深ねぎを2例ずつ試験する場合、一方は1分析で足りるものとする。この場合において、公的試験研究施設以外の施設での試験の結果も残留性に関する試験の結果として活用できるものとする。

5. 局長通知別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」について

水産動植物への影響に関する試験(2-7-1~3)

魚類急性毒性試験(2-7-1)

1. 供試生物について

(1) 生物種

原体については、コイ又はヒメダカを用いた試験が必須である。製剤についても、コイ又はヒメダカを用いて試験を実施することが望ましい。試験に用いる生物は、入手源、飼育方法等を明らかにしておく。

(略)

(2)(略)

2~7(略)

5. 局長通知別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」について

水産動植物への影響に関する試験(2-7-1~3)

魚類急性毒性試験(2-7-1)

1. 供試生物について

(1) 生物種

原体については、コイを用いた試験が必須である。製剤についても、コイを用いて試験を実施することが望ましい。試験に用いる生物は、入手源、飼育方法等を明らかにしておく。

(略)

(2)(略)

2~7(略)

<p>< 残留性に関する試験 ></p> <p>農作物等への残留性に関する試験 (3 - 1 - 1、2) 作物残留性試験 (3 - 1 - 1)</p> <p>1 ~ 5 .(略)</p> <p>6 . 試料の取扱いについて (1)・(2)(略) (3) 受領した試料を保管する場合は、冷蔵の場合は5 以下、冷凍の場合は - 2 0 以下で保管するものとする。</p> <p>(4)(略)</p> <p>7 .(略)</p> <p>8 . 報告事項について (1)・(2)(略) <u>(3) 生産量の少ない農作物に係る作物残留分析を次の施設で分析を行った場合は、登録検査機関としての認定証等の写しを添付する。</u> <u>食品衛生法第 3 3 条の規定に基づく食品等の登録検査機関としての登録を受けている施設</u> <u>計量法第 1 0 7 条の規定に基づく濃度に係る計量証明の事業としての登録を受けている施設</u> <u>国際的な試験所認定規格への適合認定を受けている施設</u></p> <p>(略)</p>	<p>< 残留性に関する試験 ></p> <p>農作物等への残留性に関する試験 (3 - 1 - 1、2) 作物残留性試験 (3 - 1 - 1)</p> <p>1 ~ 5 .(略)</p> <p>6 . 試料の取扱いについて (1)・(2)(略) (3) 受領した試料を保管する場合は、冷蔵の場合は5 以下、冷凍の場合は - 2 0 以下で保管するものとするが、<u>冷凍の場合であっても保存期間は、原則として採取後1 力年を超えてはならない。</u></p> <p>(4)(略)</p> <p>7 .(略)</p> <p>8 . 報告事項について (1)・(2)(略)</p> <p>(略)</p>
<p>別記様式 3 「作物残留分析結果報告書」</p> <p>1 . <u>分析施設名</u> <u>分析責任者 (所属)(氏名)</u> (略)</p>	<p>別記様式 3 「作物残留分析結果報告書」</p> <p>1 . <u>分析責任者 (所属)(氏名)</u> (略)</p>